

「日本神経回路学会誌」への投稿について

(2006 年 9 月 20 日 一部変更)

(2008 年 10 月 9 日 一部変更)

(2010 年 4 月 1 日 一部変更)

(2011 年 4 月 1 日 一部変更)

(2011 年 6 月 23 日 一部変更)

1. 刊行内容案内

「日本神経回路学会誌」は、日本神経回路学会の和文論文誌として年 4 回刊行されています。(欧文論文誌としては“Neural Networks”が、3つの学会(International Neural Network Society: INNS, European Neural Network Society: ENNS, Japanese Neural Network Society: JNNS)の共通学会誌として年 10 回刊行されています。)

神経回路の研究で、以下のような項目に関連した論文の投稿を歓迎いたします:

生物神経系システム, 認知科学, 視覚処理, 聴覚処理, 自然言語処理, 回路アーキテクチャ, 回路ダイナミクス, 学習, 記憶, 自己組織化, 最適化, ロボティクスと制御, ファジィ処理, 遺伝的アルゴリズム等。

投稿論文の形態としては「研究論文」と「研究ノート」があります。どちらもオリジナルなものとし、他学会誌等に同一内容のものが既に寄稿されている場合には原則として掲載しません。それぞれの性格は以下のとおりです。

研究論文: 上記分野で学術や産業の発展に何らかの意味で寄与する内容を有することが必要です。新しい理論, 新しい内容の実験, シミュレーション, または従来の理論, 実験, シミュレーションの拡張や補充に関する報告, さらに, 理論, 実験に関する新しい手法, 考え方, 系統づけや新事実の提示, 実験およびシミュレーション技術の開発に関する報告等です。

研究ノート: 特に速報性を重んじた研究上の新しい問題や話題の提起, 参考資料の提供, 書籍, 研究論文の内容についての誌上討論, 読者の意見と討論, Neuro-mail 上での討論のまとめ, など会員間の話題の交換の場と考えています。

ご寄稿いただく場合には, 下記の投稿および執筆規定に沿って原稿を御用意ください。

2. 投稿および執筆規定

(A) 研究論文は原則刷り上がり 10 頁以内とする。

(B) 研究ノートは原則刷り上がり 2 頁以内とする。

ただし, 学会誌の刷り上がり 1 頁は 1 行 24 文字 × 46 行 × 2 段であり, これは 400 字の原稿用紙で 5.5 枚に相当する。

論文原稿については原則としてワードプロセッサで作成したものをお願いする。和文は A4 判の用紙に 1 行 25 字で 20 行の文章とする。英文はダブルスペースで, 上下左右に 2.5 cm のスペースをとること。

LaTeX 用のスタイルファイルは,

<http://www.jnns.org/journal/index.html>

にてダウンロード可能です。

2.1 原稿は次の順に配列する

1) 表紙, 2) 英文 Summary を 100words 以内, 3) 本文, 4) 謝辞, 5) 参考文献, 6) 表, 図, 7) 図説明
但し, 表紙は 1 枚目, 英文 Summary は 2 枚目, 本文は 3 枚目から始める。

2.2 表紙について

表紙には, 表題, 著者名, 所属機関名, 表題英訳, 著者ローマ字名, 所属機関英訳名, 連絡先の住所, 氏名, 電話, FAX, E-mail を記入する。

2.3 記述・用語について

- 1) 常用漢字, 現代かなづかい, 横書きとする。数字は算用数字とする。
- 2) 英文綴りは普通名詞は小文字で書き, 固有名詞は初めの文字のみを大文字とし, 他は小文字で書く。英文綴りの大文字は 1 画, 小文字は 2 字を 1 画とする。
- 3) 図表の番号 (Fig. 1, Table 1, …), 説明文ならびに記号は英語とする。
- 4) 図は縮尺 1/2~1/4 によって刷り上がり幅が 7 cm (片段) または 15 cm (全般) に収まるように書くこと。
- 5) 図および表の挿入位置を原稿本文の右側余白に指示すること。
- 6) 参考文献は文中の必要な箇所の右肩に^{1), 2), 3)}のように引用順に番号を付し, 原稿の参考文献欄に記載すること。文献欄の著者名として, 共著者はすべて列記し, それぞれ氏名とも記載すること。

7) 文献の記載法

(a) 雑誌の場合

- 1) Kessner, C. (1990): Pattern processing in multilayer feedforward networks, Neu-

ral Networks, Vol.2, No.3, pp.533-559

(b) 単行本の場合

- 1) Timoshenko, L. (1985): Remarks on extrapolation and recognition. In D.S. Touretzky (Ed.), Advances in Neural Information Systems. (pp.931-947) San Mateo, CA: Morgan Kaufman

3. 投稿原稿の取り扱い

編集委員会が定める査読委員の審査に基づき、編集委員会が採否を決定します。

4. 別刷

採録される投稿論文などについては100部以上の別刷購入をお願いします。著者校正の際、同封の別刷申込書にてお申し込みください。

5. 原稿の送付

郵送の場合は元原稿1部とそのコピー3部を、電子メールの場合はpdfを下記の編集委員長にお送り下さい。

原稿送付先：

〒630-0192 奈良県生駒市高山町 8916-5
奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科
編集委員長 池田 和司
Tel: 0743-72-5980 Fax: 0743-72-5989
E-mail: kazushi@is.naist.jp

「日本神経回路学会」の別刷代金

学会誌論文の別刷代金は下記の通りです。

- (別刷 100 部を含む) の負担分は 1 頁あたり 5 千円
 - (別刷 200 部を含む) の負担分は 1 頁あたり 6 千円
 - (別刷 300 部を含む) の負担分は 1 頁あたり 7 千円
- 例として、「研究論文」6 頁であれば別刷代金 30 千円 (100 部の別刷を含む)。また「研究ノート」2 頁であれば別刷代金 10 千円 (100 部の別刷を含む)。

6. その他の投稿について

書評、論文レビュー、論壇、海外報告 (学会、留学) などの投稿も歓迎します。書式や手続き等は原則として研究論文や研究ノートと同様です。

7. 著作権の扱い

著作権の扱いは、別途定める著作権規程に従います。

日本神経回路学会著作権規定

(平成 23 年 3 月 7 日理事会制定)

(目的)

第 1 条 本規定は、日本神経回路学会 (以下本学会とする) に投稿される著作物に関する会員及び投稿者 (以下、あわせて「会員等」という。) の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 本学会発行の論文誌に投稿される論文、解説記事等
- ② シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
- ③ 上記の著作物で、ホームページ (Web ページ) 等公衆送信で提供するものなど

(2) 本著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1

項第 2 号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条 (複製権)、第 22 条 (上演権及び演奏権)、第 22 条の 2 (上映権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 24 条 (口述権)、第 25 条 (展示権)、第 26 条 (頒布権)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権、翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) に定めるすべての権利を含む。

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。

3 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者による著作物の使用)

第4条 著作者の利便性を損なわないため、著作者自身の自らの著作物の利用に際しては、別途規定する条件に適合する場合、本学会の許諾を必要としない。

2. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本学会の個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、著作物利用承諾願を用いて本学会に利用許諾を求めなければならない。この場合に本学会が適当と認めたものに限り、許諾を行うものとする。

(二重譲渡の禁止)

第5条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第6条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第7条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信

義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(例外的取扱い)

第8条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取扱い)

第9条 本規程の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

附 則

1. 本規程は、2008年9月理事会で改正された投稿規程を元に作成した。
2. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
3. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
4. 本規程は、平成23年3月7日、理事会において承認制定。
5. 本規程は、平成23年4月1日より施行する。

別表 日本神経回路学会論文誌掲載論文等の著作権利用申請基準

申請者	利用対象	利用先媒体	著作権利用 許諾申請	許諾申請不要である事の条件	
				時期	その他の条件
著作者	解説と連載	個人サーバー または所属機関 サーバー	右記の条件を 満たせば不要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用 または J-Stage へのリンク
	研究論文（解説と連載 以外）等			掲載後	
	全ての記事	電子メール添付	右記の条件を 満たせば不要	掲載後	特定の個人に対して J- Stage 版 PDF を配信する
	全ての記事	印刷物、講演等 その他の媒体	右記の条件を 満たせば不要	掲載後	書誌情報 ¹⁾ の明示
著作者 の所属 機関	解説と連載	所属機関サーバー (機関リポジトリ)	右記の条件を 満たせば不要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用 または J-Stage へのリンク
	研究論文（解説と連載 以外）等		右記の条件を 満たせば不要	掲載後	
第三者	解説と連載	機関サーバー等及 び印刷物、講演等 その他の媒体	要	掲載後1年 経過後	J-Stage 版 PDF の利用 または J-Stage へのリンク
	研究論文（解説と連載 以外）等		要	掲載後	

¹⁾ 書誌情報例：著作者名、雑誌名、巻、号、頁、発行年など